

令和5年6月5日

福 津 市 議 会

議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会

委員長 米山 信

市民福祉委員会報告書

令和5年第2回福津市議会定例会において議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

学童保育所の現状と課題について

2. 期日

令和5年5月12日（金曜）

3. 調査にあたって

本市においては人口の増加が近年著しく、これに伴い児童数の増加と共働き世帯の急増により学童保育所への受入れと保育環境の改善を望む声が多くなっている。また、学童保育に対するニーズが高まっている現状があるため、今後、学童保育所のあり方としてどうあるべきか調査研究する必要があることから、学童保育所の現状と課題について調査を実施した。

4. 調査結果

(1) 学童保育所の設置・運営基準の詳細

設置の目的など基本的事項については「福津市学童保育所条例」で、手続き関係及び入所基準などについては施行規則で定めている。

放課後児童健全育成事業の設備、運営の基準については、「福津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定めている。指定管理者の募集要項にも関係条例として示し、これに即した内容で事業者と基本協定や業務委託を締結している。

設置・運営基準の内容については事業者による放課後児童支援員の設置や安全性の策定、非常災害対策などがある。

(2) 学童保育所の安全対策・補償制度について

施設、設備の安全点検等の維持管理、日常の警備業務、事故発生に備えた損害補償保険の加入など、各学童保育所の運営事業者にて対策を講じている。

不測の事態に対する備えについては、危機管理対応マニュアルの作成（事故、犯罪、災害等の対応）、避難訓練など、各学童保育所の運営事業者において対策を行なっている。

(3) 児童数について

学童保育所の利用人数の需要量については、福津市第2期子ども・子育て支援事業計画の中で定めており、それに応じた供給量の確保を目指し、児童数の増加、学校の増築など、状況に応じて施設整備を行なっている。

現状は、全ての学童を合わせたの定員が900人に対して、入所者と待機児童を合わせると1,020人となる。現在、福間小学校の増築に合わせて、教育委員会と協議した上で、福間小学校においては、5教室目の学童保育所の増設を予定している。

適正な児童1人当たりの面積は、おおむね1.65㎡以上を確保するように規定している。

学年ごとの入所状況については、低学年の受入れを優先的に考慮している関係で、4年生以上の高学年の待機児童の割合が多くなっている状況である。

次に、障がい児の受入れについてであるが、利用者全体の割合でいうと、900人のうち63人が障がい児となるので、全体の7%ぐらいが障がい児の受入れ状況ということになる。

弾力化の運用については、令和5年度においては、福間小学校、上西郷小学校、福間南しんあい児童クラブが、定員以上の児童を受入れて運営している。利用者の全てが毎日出席している状況ではないので、その辺は事業者のほうで、出席率などを考慮した上で、運営上支障がない範囲で弾力的に受入れを行なっている。

(4) 保護者について

保護者との連絡方法としては、連絡帳、電話、無料通信アプリのLINEなどを活用している。

習い事をしている児童への対応は、保護者、または習い事の職員による送迎、児童が自分で行くなど様々であるが、保護者以外の方が迎えにくる場合には、保護者からの事前連絡により把握している。習い事で早退する場合なども、その辺の管理は記録をするようにしている。自分で習い事に行ける子には、間に合う時間に声掛けをしている。

また、お迎えの際、面識のない人が来た場合は、保護者に電話で確認をする。児童の遊び場については、学童保育所の室内、小学校のグラウンド、体育館というのが主なものである。

(5) 保護者からの要望について

学童保育所の駐車場を広くしてほしい、舗装してほしいなどの改善に関する要望がある。駐車場から学童保育所までの通路が夜間は暗いので、街灯を設置してほしいという要望もある。

その他、施設に関する要望としては、古い建物をそのまま使っている学童保育所があるので、衛生面や安全面から新しくしてほしいという要望もある。

運営に関する要望には、夏休みの間のみの利用の希望、休みの日の開所時間を早めてほしいなどの要望がある。

過大規模校から過大規模校ではない学校への校区外通学の申請をした場合、決定が1月末となり学童保育所の入所締切後のため、保護者が仕事をやめざるを得なくなるという事案が発生したが、当時のこども課としては、校区外通学の決定前の相談に対しては、結果にかかわらず、通所する可能性がある学童保育所の両方に対して、入所申請の相談をするように保護者をお願いしていた。そのため、事前に両方に入所申請を行っていた場合は、問題なく通学先の小学校の学童保育所に入ることができている。

また、校区外通学の決定後の相談については、通学が決定した学校の学童保育所に、入所申請受入れ状況の確認等の相談をしてもらうように伝えていたが、入所申請の当初受入れ締切り後のため、当初受付の時点で定員を超えている学童保育所の場合は待機となる可能性がある。

昨年、この件に関して学校教育課や学童保育所に直接連絡があったが、今後はその辺もきちんと説明をしていく必要があるため、校区外通学の申請受付と、学童保育所の入所申請受付の時期を双方で確認した上で、事業を実施していく。

(6) 指導員について

指導員の雇用形態及び社会保険の加入状況等に関しては、賃金は受託事業者によって基準が異なり、また月給や時給についても、指導員や補助員などの職種により幅がある。

雇用形態については、常勤が17人、非常勤が83人ということで、合計100人が雇用されている。

社会保険の加入の有無についても、雇用の形態により常勤、非常勤があり、勤務時間や日数によって、雇用保険と健康保険のどちらも加入が46人、雇用保険のみが14人、どちらもないが40人、合計100人となっている。

指導員の適正配置人数と、学童保育所が考える必要人数については、当日の利用者の出席状況に合わせて運営事業者が必要とする人員配置を行っており、運営基準上、条例規定事項としては、各クラスに資格等を有し必要な研修を受けた支援員を2名以上配置するという事になっている。そのうちの1名は補助員で代行可となっており、仕様書上は25人につき指導員1名以上を目安に、常に複数の指導員を配置し、指導員のうち支援員に関する配置の考え方は運営基準のとおりになっている。

次に、指導員確保の現状は、職員、知人、地域からの紹介、あとは有料の求人広

告を出しているところもある。これに関して、指定管理事業者から、特に不都合があるという話は今のところは聞いていない。

指導員の研修については、市独自のものはなく、県からの案内を各学童保育所に通知しているが、今後は研修への参加を促すことも含めて通知する。

(7) 学童保育所の開所日と開所時間

- ・月曜日～金曜日 小学校の放課後から午後7時まで
(午後6時から午後7時までは延長保育)
- ・土曜日・長期休み 午前8時から午後7時まで
(午後6時から午後7時までは延長保育)
※長期休み：福津市立小中学校管理規則に規定する休業日
- ・休所日
 - ・日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
 - ・8月13日から15日まで及び12月29日から翌年1月3日までの日
- ・長期休みの時の1日のプログラムの内容と工夫
土曜日や長期休み時の学童保育所の過ごし方については、休暇中の課題等に取り組む時間を入れながら、時には子どもが退屈しないよう、観劇や映画鑑賞をはじめとするイベントの企画等も行われている。

(8) 児童の把握方法について

児童の入退室記録や欠席連絡について、来所時・退所時に出席簿等に記入している。欠席については、保護者からの事前連絡により把握している。連絡がなくて欠席している場合は、保護者に確認している。

※連絡方法：連絡帳、電話、LINE等

(9) フクスタとの関係性について

市こども課こどもの国推進係（児童センターフクスタ内）は、放課後児童健全育成事業について、事業を指定管理、業務委託により実施し、事業者と連携して事業に取り組んでいる。

児童センターフクスタは、福津市内の小学校に通学するすべての児童が利用することができる。スタッフは見守りを行なうが、原則一人で来所して、一人で過ごすことができる児童が対象となっている。

5. 委員会としての意見

厚生労働省の2019年データによると、共働き世帯が男性雇用者世帯のうち66.2%を占めている現状がある中で、放課後の子どもを安心して預けられる施設の一つが学童保育所である。このような状況の中で、学童保育所へのニーズは益々高まっていくと考えられる。

指導員の業務は専門性が高く、資質向上のため研修等を積極的に実施するよう、

国の「放課後児童クラブ運営指針」や「福津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に明記されている。市は、指導、勧奨、実施状況の掌握に積極的に努めるべきである。

障がい児や見守りの必要な児童の増加に対応しきれていない感があり、指導員や支援員の必要性に対応すべく、福津市独自の適正配置の検討をするべきであると考える。

調査を通して、市は学童保育所の現状を充分把握されていない印象がある。市は、指定管理者や委託事業者任せだけではなく、積極的に現場に関わり、委託事業者とも十分なコミュニケーションを図り、子どもの育成と安全、保護者の安心をより一層高めていく努力をされるよう、求める。